



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 中国の輸出管理制度に関する Q&A 2

◆ 最新法律動向 11

一、「反クロスボーダー腐敗法(草案)」

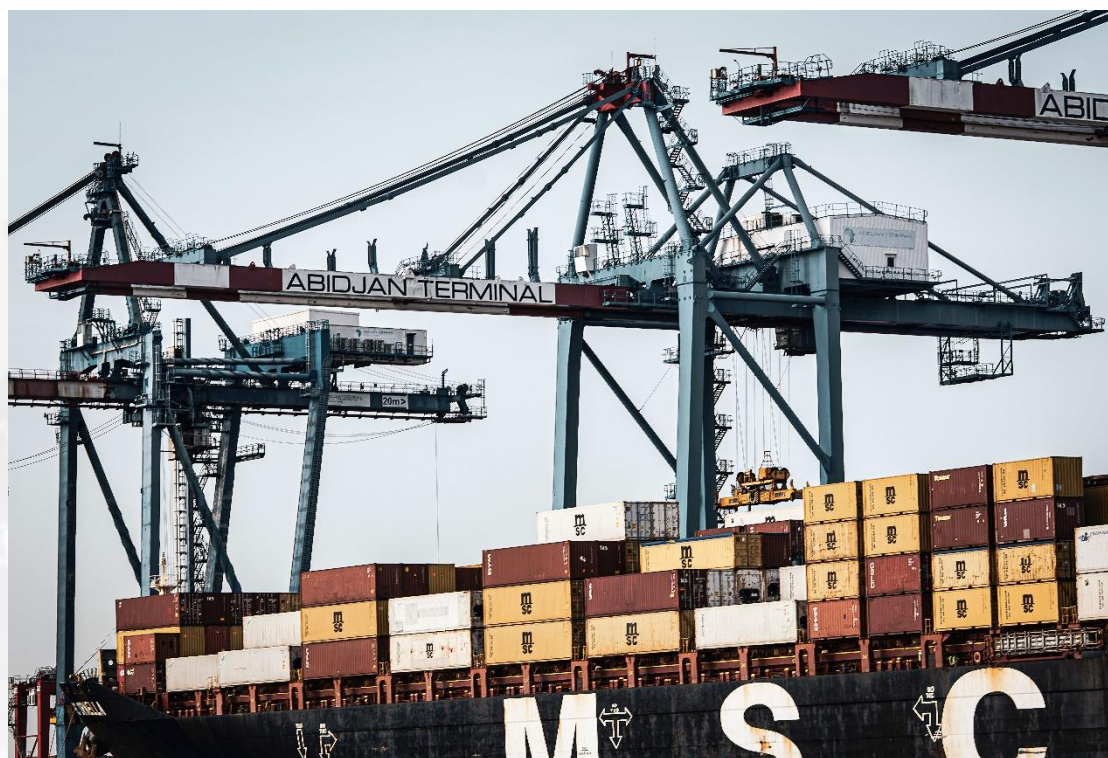
二、「公安機関によるサイバー空間セキュリティ監督検査弁法」

三、「最高人民法院、著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

四、財政部、税務総局、外国籍個人の株式配当金に係る個人所得税政策関連事項に関する公告

五、「中国人民銀行、国家外貨管理局、グローバル企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務関連事項に関する通知」

中国の輸出管理制度に関する Q&A

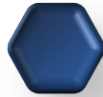


パートナー 張 和伏

近年、中国は経済安全保障の観点から、輸出管理制度の整備・運用を急速に強化している。2020 年 12 月の「中国輸出管理法」が施行されたことを契機として、2024 年 12 月には「两用物品輸出管理条例」及び「两用物品輸出管理リスト」が施行され、制度の基本的枠組みが整った。さらに 2026 年 1 月 6 日には、商務部公告 2026 年第 1 号により、日本向けの两用物品に関する輸出管理強化措置が公布され、日本向け軍事ユーザーや軍事用途等への輸出が禁止された。その後、同年 2 月 24 日に計 40、同年 6 月 29 日にはさらに計 40、累計 80 の日本の事業者・機関が輸出管理規制リスト又は注視リストに掲載されるなど、日系企業にとって輸出管理は、日常的に対応すべきコンプライアンス上の重要課題となっている。本稿では、中国の輸出管理制度の全体像をはじめ、域外適用、規制対象、手続、日系企業が留意すべき点について、実務的な観点から Q&A 形式で解説する。

Q1: 中国の現行輸出管理に関する法体系はどのようになっているのか？

A : 中国の安全保障貿易管理を中心とする輸出管理規制の中核は、「中国輸出管理法」(2020 年 10 月 17 日公布、同年 12 月 1 日施行。以下「輸出管理法」という)であり、同法は两用



品、軍用品、核及びその他の国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物・技術・サービス等を管理品目と定めている(第2条)。その下位法規として、「両用品目輸出管理条例」(国务院令第792号、2024年9月30日公布、同年12月1日施行。以下「条例」という)が施行され、それまで行政法規や公告に分散していた両用品目の輸出管理措置を統合し、個別・包括許可制度、最終ユーザー・最終用途管理の強化、再輸出規制の確立を柱とする制度を定めた。また、「両用品目輸出管理リスト」(商務部・工业和信息化部・税関総署・国家暗号管理局公告2024年第51号、2024年12月1日実施)には、具体的な管理品目が定められている。なお、品目(モノ)を対象とする管理規制リストに加え、取引相手・最終ユーザー(ヒト)を対象とする管理制度として、輸出管理法第18条に基づく輸出管理規制リストと、条例第26条に基づく注視リストが設けられている(詳細は後述)。

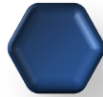
一方、一般的な貨物・技術の輸出管理は、「対外貿易法」(2025年12月27日改正、2026年3月1日施行)、「貨物輸出入管理条例」、「技術輸出入管理条例」等を根拠とし、「輸出許可証管理貨物目録」(商務部・税関総署公告2025年第89号、2026年1月1日実施)や「輸出禁止・輸出制限技術目録」(商務部・科学技术部公告2025年第28号、2025年7月15日公布・同日実施)により実施され、両用品目輸出規制の範囲が重なる場合には両用品目輸出許可の手続が優先的に適用される。

Q2: 中国の輸出管理法は域外効力を有するのか？

A : 中国の輸出管理には域外効力を認める明文規定が存在する。

輸出管理法第45条は、「管理品目の国境通過、転運、通運、再輸出又は保税區、輸出加工区等の税関特別監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所から境外への輸出については、本法の関連規定に従う」と定めている。さらに条例第49条は、「境外の組織及び個人が中華人民共和国の境外において特定の目的国・地域、特定の組織・個人に対し、①中国原産の特定の両用品目を含有・集成又は混有して境外で製造された両用品目、②中国原産の特定技術等を使用して境外で製造された両用





品目、③中国原産の特定両用品目を移転・提供する場合、国務院商務主管部門は、関連事業者に対し、本条例の関連規定を参照して実施するよう要求することができる」と規定している。したがって、中国境外の第三者による再輸出・移転にまで規制の射程が及ぶ可能性がある。

実際の運用においても、2024 年 12 月 3 日の商務部公告 2024 年第 46 号は、米国に対するガリウム、ゲルマニウム等の両用品目の輸出管理を強化し、いかなる国・地域の組織・個人による中国原産品目の米国組織・個人への移転も規制対象とする旨を明らかにした（同公告第 2 項は商務部公告 2025 年第 72 号により 2026 年 11 月 27 日まで一時停止中、第 1 項の軍事ユーザー・軍事用途向けの禁止規制は発効中）。2025 年 10 月 9 日の商務部公告 2025 年第 61 号は、中国原産のレアアース関連製品を用いて境外で生産された製品等の域外での移転に許可を要求すると定めている（商務部・税関総署公告 2025 年第 70 号により 2026 年 11 月 10 日まで一時停止中）。また、2026 年 1 月 6 日には、商務部公告 2026 年第 1 号が日本に対する両用品目の輸出管理を強化し、すべての両用品目について日本側の軍事ユーザー・軍事用途その他日本の軍事力向上に資する最終用途への輸出を禁止するとともに、いかなる国・地域の組織・個人であっても、中国原産の関連両用品目を日本の組織・個人に移転・提供した場合には法律上の責任を追及される旨を定めている。

Q3: どのような主体が中国の輸出管理の管轄を受けるのか？

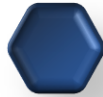
A : 中国の輸出管理の規制対象となる主体は、大別して三つの類型に分けられる。

(1) 中国国内から管理品目を輸出する者

中国の輸出管理法制では、「輸出経営者」という用語が用いられているものの、明確な定義規定は設けられていない。もっとも、各法律法規・公告の規定を総合すると、管理品目を中国国内から境外へ輸出（移転）する者（自然人、企業、その他の組織）であれば、いずれも該当し得ると解されている。

例えば、輸出管理法第 2 条第 3 項は、中国の公民・法人・非法人組織が外国の組織・





個人に管理品目を提供する行為についても輸出管理の対象としている。このため、貨物が国境を越えない場合であっても、技術情報等の提供は許可等の対象となる場合がある。また、技術の輸出を対象とする商務部公告 2025 年第 62 号は、「輸出経営者」について、中国公民、法人及び非法人組織に加え、中国国内に所在するすべての自然人・法人・非法人組織を含むものとして広く定義している。同公告は商務部・税関総署公告 2025 年第 70 号により 2026 年 11 月 10 日までその実施が一時停止されているものの、輸出経営者の範囲を広く捉える当局の考え方を示すものと考えられる。

輸出経営者には、輸出管理法及び条例に基づき、主に以下のような義務が課される。すなわち、①輸出管理リストに掲載された管理品目又は臨時管制の管理品目を輸出する場合の許可申請義務(輸出管理法第 12 条)、②輸出許可証件に記載された範囲・条件・有効期限に従った輸出及び実際の輸出状況の報告義務(条例第 18 条)、③輸出関連資料の保存義務(条例第 27 条)等である。

(2) 最終ユーザー、輸入者

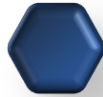
最終ユーザー、すなわち輸出された管理品目を実際に使用する者及び輸入者についても、中国国内・国外を問わず、輸出管理の規制対象となり、①最終ユーザー・最終用途証明書類の発行(輸出管理法第 15 条、条例第 24 条)、②国务院商務主管部門の許可なく最終用途を変更せず、また第三者に譲渡しない旨の承諾(輸出管理法第 16 条、条例第 24 条)、③最終ユーザー・最終用途の検証への協力(条例第 26 条)、④最終用途の変更のおそれを知った場合の国务院商務主管部門への報告(輸出管理法第 16 条第 2 項)等の義務を負う。

これらの義務に違反した場合、輸出管理法第 18 条に基づき輸出管理規制リストに掲載され、取引の禁止・制限等の措置を受けたり、条例第 26 条に基づき注視リストに掲載され、包括許可等の利便措置を利用できなくなるなどの不利益を受ける場合もある。

(3) 関連サービス提供者

代理、貨物運送、宅配・郵便送達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等、管理品目の輸出に関する付随サービスを提供する組織や個人が含まれる。条例に基





づき、①輸出経営者が両用品目輸出管理の違法行為のために、これらのサービスを提供してはならないこと、②違法行為の疑いを認知した場合に國務院商務主管部門へ報告すべきこと(条例第 36 条)、が定められている。また、輸出管理の違法行為を行っていることを知りながらサービスを提供した者は、輸出管理法第 36 条に基づき、警告・違法行為の停止・違法所得の没収・過料等の処分を受けることがある。

このため、サービス提供者には、取引先の輸出管理上のコンプライアンス状況を事前に調査・確認し、違法行為の存在を認識した取引に関与しないことが実務上求められる。

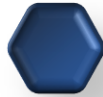
Q4:輸出管理の対象となる品目及び行為にはどのようなものがあるか？

A :輸出管理法第 2 条は、同法の管理品目を「両用品、軍用品、核及びその他の国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わる貨物・技術・サービス等」と定めている。このうち、軍用品・核の品目については、それぞれ軍品輸出管理条例、核輸出管制条例等の別個の管理制度が適用されるが、実務上最も範囲が広く、日系企業の取引にも関係が深いのは両用品目であり、「両用品目輸出管理リスト」に列挙されている。

同リストは、国の安全保障上の必要性や国際情勢の変化に応じて、國務院商務主管部門が関係部門とともに随時制定・調整し、公布する(条例第 11 条)。また、リストに掲載されていない品目であっても、国の安全と利益の維持、拡散防止等の国際義務の履行のために必要な場合には、國務院の承認を得て臨時管制(2 年以内)の対象とされる(条例第 12 条)。このため、リストに収録されていない品目であっても、常に最新の公告・リストを確認する必要がある。

規制対象となる行為には、①管理品目を中国境外へ移転する行為(輸出)、②管理品目が国境を越えるか否かにかかわらず、中国の公民・法人・非法人組織が外国の組織・個人に管理品目(技術情報を含む)を提供する行為(いわゆるみなし輸出)、③管理品目の国境通過・転運・通運、再輸出、及び保税区・輸出加工区等の税関特別監督管理区域並びに輸出監督管理倉庫・保税物流センター等の保税監督管理場所からの境外への輸出が含まれる。





Q5: 管理品目の輸出にはどのような手続が必要になるのか？

A : 両用品目を輸出する場合、輸出経営者は、輸出管理法第 12 条、条例第 14 条・第 15 条に基づき、国务院商務主管部門から個別許可又は包括許可を取得する必要がある(特定の場合には、登記により輸出証憑を取得することもできる)。申請は書面又はデータ電文により商務部に対して行い(条例第 16 条)、商務部は原則として受理した日から 45 営業日以内に許可の可否を決定する(条例第 17 条)。輸出の際には、貨物の輸出者又は代理通関企業が税関に輸出許可証を提示する必要がある、提示できない場合には税関は通関を許可しない(条例第 21 条)。なお、輸出制限技術の輸出には商務部の許可が必要であり、自由輸出技術についても、技術輸出契約の締結後 60 日以内に所在地の商務主管部門への届出が必要である(技術輸出入管理条例第 30 条・第 34 条・第 36 条、技術輸出入合同登記管理弁法第 6 条等)。軍用品・核等については、それぞれ軍品輸出管理条例、核輸出管制条例等に基づく別途の手続が適用される(Q1 参照)。

Q6: 日本及び日系企業のコンプライアンス上の留意点は何か？

A : 前述したように、中国の輸出管理は、法体系の整備と運用強化が急速に進み、2026 年に入ってから日本に対する措置が相次いでいる。日系企業としては、以下の点に留意し、輸出管理体制を整備することが求められている。

(1) 自社の取引が規制対象となるか否かの事前確認

輸出・提供する貨物・技術・サービスが「両用品目輸出管理リスト」に掲載された管理品目又は臨時管制の管理品目に該当するかの確認が基本となる。その上で、①中国国内から境外への輸出だけでなく、中国の公民・法人・非法人組織による外国の組織・個人への技術情報等の提供(いわゆるみなし輸出、輸出管理法第 2 条第 3 項)、②国境通過・転運・通運・再輸出、保税区域・保税監督管理場所から境外への輸出(同法第 45 条、条例第 48 条)も規制対象となる点に留意が必要である。さらに、リストに掲載されていない品目であっても、輸出経営者が、国の安全と利益に危害を及ぼす、大量破壊兵器及びその運搬手段の設計・開発・生産・使用に用いられる、又はテロ目的に用いられ





るおそれがあることを知り又は知り得べき場合、若しくは当局からその旨の通知を受けた場合には、許可申請義務が生じる（同法第 12 条第 3 項のいわゆるキャッチオール条項）。輸出しようとする品目が管理品目に該当するか否か判断できない場合には、同法第 12 条第 4 項に基づき、國務院商務主管部門に相談することができる。

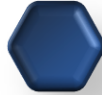
(2) 最終ユーザー・最終用途の確認

輸出契約の締結に際しては、最終ユーザー・最終用途を特定・確認し、最終ユーザー又はその所在国の政府機関が発行する最終ユーザー・最終用途証明書類を取得する必要がある（輸出管理法第 15 条、条例第 24 条）。また、最終ユーザーは、國務院商務主管部門の許可なく最終用途を変更せず、第三者に譲渡しない旨の承諾を行うことが求められる（同法第 16 条）。特に日本向けの輸出については、商務部公告 2026 年第 1 号により、日本側の軍事ユーザー・軍事用途、その他日本の軍事力向上に資する最終用途への輸出が全面的に禁止されているため、最終用途の精査が不可欠である。

(3) 取引先・最終ユーザーのスクリーニング

輸出管理規制リストに掲載された実体との取引は禁止・制限され（輸出管理法第 18 条、条例第 29 条）、注視リストに掲載された実体への輸出は包括許可等の利用が制限される（条例第 26 条）。したがって、自社の直接の取引先に限らず、グループ内の関連会社・子会社、その先の最終ユーザーまで遡って、リスト掲載の有無を確認することが実務上求められる。グループ内の会社がリストに掲載されている場合、当該会社との間の両用品目取引も禁止・制限の対象となるためである。現在、日本の事業体・機関計 80 がこれらのリストに掲載されており、日系企業のグループ・サプライチェーンにもリスト掲載実体が含まれ得ることから、広範なスクリーニングが特に重要である。また、リスト掲載実体が中国国内に設立した独資企業・代表機構・支店は、包括許可の申請又は登記による輸出証憑の取得が認められず（条例第 20 条）、グループ内の中国現地法人がこれに該当する場合には、個別許可による輸出が必要となる。リスト掲載実体を最終ユーザーとする第三国経由の迂回取引は、域外適用（Q2 参照）により規制対象となり得る点にも注意が必要である。さらに、中国国内のサプライヤーから管理品目を調達する場





合には、当該サプライヤーが輸出許可を取得しているか等、輸出管理上のコンプライアンス状況を確認することも重要である。

(4) 必要な許可の取得と記録の保存

管理品目を輸出する場合、輸出管理法第 12 条、条例第 14 条・第 15 条に基づき、個別許可又は包括許可の取得が必要である(特定の場合には、登記による輸出証憑の取得も可能である)。取得した許可証件に記載された範囲・条件・有効期限に従って輸出し、実際の輸出状況を報告するとともに(条例第 18 条)、輸出関連の資料を少なくとも 5 年間保存する義務がある(条例第 27 条)。

(5) 社内輸出管理体制の整備

輸出管理法第 14 条は、輸出経営者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を構築し、適切に運用している場合、国务院商務主管部門が包括許可等の利便措置を付与することができる」と定めており、社内規程・マニュアルの整備、輸出管理責任者の設置、従業員教育は、許可手続の効率化という実務上のメリットにつながる。

また、日系企業の中国現地法人は中国の輸出管理法上の輸出経営者として許可申請等の責任を負うが、管理品目該当性の判断や最終ユーザー・最終用途の確認に必要な情報は日本本社側で把握されていることが多く、中国現地法人だけで正確な判断を行うことが難しい場合がある。このため、中国現地法人と日本本社との間で、取引・最終用途に関する情報の共有と、管理品目該当性・許可要否の判断基準の統一を図ることが実務上重要である。

(6) 物流・通関・EC プラットフォーム・金融等のサービス提供者の留意点

中国国内で物流、貨物運送、宅配・郵便送達、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供する日系企業も、輸出管理の規制対象となり得る(前問 Q3(3)参照)。条例第 36 条は、輸出経営者が両用品目輸出管理の違法行為のためにこれらのサービスを提供することを禁止するとともに、違法行為の疑いを認知した場合には国务院商務主管部門への報告を義務付けている。違反した場合には、輸出管理法第 36 条に基づき、警告、違法行為の停止、違法所得の没収、過料等の処分を受け





ることがある。このため、日系の物流・通関・金融等の事業者には、取引先の輸出管理上のコンプライアンス状況を事前に調査・確認し、違法行為の存在を認識した取引に関与しないこと、社内報告体制を整備することが実務上求められる。

(7) 違反リスクの認識

許可なく管理品目を輸出した場合等には、是正命令(違法行為の停止)、違法所得の没収、違法経営額に応じた高額の過料等の行政処分を受け、情状が重い場合には営業停止・輸出経営資格の取消しもあり得る(輸出管理法第 34 条)。また、国家の禁止する管理品目の輸出又は許可なき輸出については、刑事責任が追及される場合がある(同法第 43 条第 2 項)。さらに、輸出管理規制リスト・注視リストに掲載された場合、取引の禁止・制限や許可審査の厳格化といった実務上の重大な不利益を受けることになる。

以上を踏まえ、日系企業においては、①取引開始前の品目・相手方・最終用途の確認、②輸出契約への最終用途・再輸出制限条項及びコンプライアンス表明保証条項の導入、③社内体制の整備と従業員教育、④判断に迷う場合の当局又は専門家への相談等に取り組むことが重要である。



一、「反クロスボーダー腐敗法(草案)」

中国語名称:《反跨境腐敗法(草案)》

公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2026 年 8 月 28 日

リンク: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081819ff541ea01a03d59794f46c9>

解説:

2026 年 8 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和國反クロスボーダー腐敗法(草案)」(以下「草案」という。)を公表し、意見募集を開始した。草案では、法律の適用範囲、事案の取扱い及び国際協力、企業コンプライアンス義務並びに法的責任などを定めている。

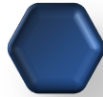
草案では、属地主義による管轄、属人管轄、結果との関連性及び資産回収に基づく管轄基準を採用している。中国国内において、行為、結果又は資産にかかわるクロスボーダー腐敗行為は、いずれも本法の規制対象となる可能性がある(第 3 条)。

また、関連組織及び個人に対し、担当当局の調査に協力する義務を課している(第 17 条、第 18 条)。一方、中国の関係当局の了承なく、関連国・地域の機関、組織及び個人が、中国域内において自ら又は第三者を通じてクロスボーダー腐敗に関する調査等の法執行活動を行うことを禁じ、中国域内の機関、組織及び個人が、域外の機関、組織及び個人に証拠資料又はその他の関連協力を提供することも禁止している(第 26 条)。

企業のコンプライアンス義務については、クロスボーダー経營業務を行う企業に対し、コンプライアンス管理制度の制定、運用メカニズムの充実、不正行為の速やかな調査・処理、廉潔リスク対策の強化を求めている(第 30 条、第 31 条)。

法的責任については、主に次の事項を定めている。

- 1) 異なる主体と行為の性質を区別し、クロスボーダー腐敗行為をした場合の刑事責任、行政責任、監察責任、民事責任等の法的責任をそれぞれ明確にした(第 35 条～第 40 条)。



- 2) クロスボーダー腐敗行為への協働関与、調査の拒否・妨害、コンプライアンス義務の不履行などに対する責任を規定した(第 41 条～第 45 条)。
- 3) 関連当局の職員が反クロスボーダー腐敗に関する職務遂行を怠った場合の責任を規定した(第 46 条)。

二、「公安機関によるサイバー空間セキュリティ監督検査弁法」

中国語名称:《公安机关网络安全监督检查办法》

公表機関:公安部

公布日:2026 年 8 月 6 日

施行日:2026 年 10 月 1 日

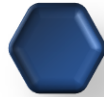
リンク:<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c10576497/content.html>

解説:

「公安機関によるサイバー空間セキュリティ監督検査弁法」(以下「本弁法」という。)は全 23 条からなり、主に公安機関が行うサイバー空間のセキュリティに関する監督検査プロセスを定めている。主な内容は次の 6 点である。

- 1) 監督検査対象:ネットワークプロバイダー、データ取扱者、個人情報取扱者などを対象としている。
- 2) 監督検査方法:オンラインパトロール、リモート検査及びオフライン査察などの方法を定めている。主にオンラインパトロールを活用し、企業の生産・経営活動への影響を軽減し、さらに現地検査において講じることのできる具体的な措置と要件を明確にした。
- 3) 監督検査内容:検査対象者が、サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、データセキュリティ等法令に定められた義務を履行しているかどうかを確認する。また、重大なセキュリティ保護任務期間中における監督検査の内容も定めている。
- 4) 監督検査頻度と当局間の連携:サイバーセキュリティ等級保護制度における第 3 級以上のネットワークプロバイダー及び重要情報インフラ運営者に対し、年 1 回の監督検査を実施するように要求している。また、関連当局との業務連携メカニズムを構築





しその健全化を図り、重複検査や複数部門による検査をできるだけ避け、企業の負担軽減を図っている。

- 5) 検査結果への対応: 監督検査でサイバーセキュリティ、情報セキュリティ、データセキュリティに関する問題・リスクが見つかった場合、公安機関は、是正催促、公安注意喚起書の送付、通報・処置、事情聴取等の措置を講じることができ、また法に基づき処罰することもできる。
- 6) 法的責任: 検査対象者に監督検査への協力義務を課すとともに、公安機関及び受託機関の職員などによる職務怠慢、職権濫用、国家機密又は営業秘密漏えいなどについて、法的責任を定めている。

三、「最高人民法院、著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

中国語名称:《最高人民法院关于审理著作权民事纠纷案件适用法律若干问题的解释》

公布機関: 最高人民法院

公布日: 2026 年 8 月 20 日

施行日: 2026 年 9 月 1 日

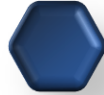
リンク: <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/509271.html>

解説:

2026 年 8 月 20 日、最高人民法院は「『最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』の改正に関する決定」(法釈[2026]18 号)を公布し、2026 年 9 月 1 日より施行された。主な改正点は次のとおりである。

- 1) 「公衆への公開」の認定基準の明確化: 従来の司法解释第 9 条にあった「著作権者自ら又は著作権者の許諾を得て」という限定を削除し、「公衆への公開」とは、不特定の者に著作物を公開することをいい、公衆が当該著作物を認識したかどうかは問わないことを明確にした。
- 2) 「合理的使用」に関する規則の具体化: 従来の司法解释第 18 条にあった「屋外公共场所のアート作品」を「公共场所のアート作品」に改めた。また、ただし書きを加え、公





共場所のアート作品を模写、写生、撮影又は録画した者は、法に基づきその成果物を合理的な方法及び範囲で再利用することができるが、著作権者の許諾を得ずに、同一の方法で設置したり、陳列したり又は公に拡散したりしてはならないことを明確にした。

- 3) 新聞・雑誌での転載に関する法定許諾の適用範囲の限定: ネットワーク上の転載は、従来の新聞・雑誌による転載に関する法定許諾規則を適用しないことを明確にした。法定許諾は、紙媒体の新聞・雑誌及びそのコンテンツ・紙面フォーマットと一致するデジタル版のみに適用される。

四、財政部、税務総局、外国籍個人の株式配当金に係る個人所得税政策関連事項に関する公告

中国語名称: 財政部 税务总局关于外籍个人股息红利个人所得税政策有关事项的公告

公布機関: 財政部・税務総局

公布日: 2026 年 9 月 1 日

施行日: 2026 年 9 月 1 日

リンク: <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5252107/content.html>

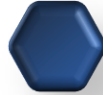
解説:

公告の原文は以下のとおりである。

「外国籍個人の株式配当金に係る個人所得税政策関連事項について、以下のとおり公告する。

1. 外国籍個人が外商投資企業から取得する株式配当金所得について、「利息、株式利息及び配当金所得」として、20%の税率で個人所得税を納付する。
2. 外商投資企業が外国籍個人に株式配当金を支払う場合、その税額を源泉徴収し、所得を支払った月の翌月 15 日までに申告・納税を行わなければならない。外商投資企業が税額を源泉徴収・納付しなかった場合、株式配当金を受け取った外国籍個人が、所得を受け取った翌年の 6 月 30 日までに納付しなければならない。税務機関より期





限付きの納付通知を受けた場合、外国籍個人はその期限までに納付しなければならない。

3. 本公告は 2026 年 9 月 1 日より執行すると同時に、「財政部、国家税務総局、個人所得税にかかわる若干の政策問題に関する通知」(財税字[1994]20 号)第 2 条第 8 号を廃止する。

以上、公告する。」

五、「中国人民銀行、国家外貨管理局、グローバル企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務関連事項に関する通知」

中国語名称:《中国人民银行 国家外汇管理局关于跨国公司本外币跨境资金集中运营业务有关事宜的通知》

公布機関:中国人民銀行

公布日:2026 年 8 月 14 日

施行日:2026 年 9 月 14 日

リンク:<https://www.safe.gov.cn/safe/2026/0814/27781.html>

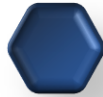
解説:

2026 年 8 月 14 日、中国人民銀行及び国家外貨管理局は連名で「グローバル企業の人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務関連事項に関する通知」(以下「本通知」という)を公布し、全国規模でグローバル企業による人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用業務を実施することとした。本通知は 2026 年 9 月 14 日より施行された。

「通知」の主な内容は以下の 3 点である。

- 1) 中小規模のグローバル企業への支援拡大:グローバル企業による人民元・外貨クロスボーダー資金集中運用テストケース政策を全国に展開し、より多くの経営主体がその恩恵を受けられるようにする。また、主幹企業の登記所在地が自由貿易試験区内にある場合は、資金プールの設立要件をさらに緩和することができる。
- 2) グローバル企業による人民元・外貨クロスボーダー資金の集中管理・配分の円滑化:グループ企業の対外債務枠及び海外貸付枠を集中管理し、グローバル企業が自ら資金





集中の割合を決定できるようにし、同一の口座で人民元・外貨資金を管理できるようにし、グループ全体での資金の一括調達・配分を円滑にし、柔軟な資金活用、人民元建てでの取引を奨励する。

- 3) 届出・登記手続の簡素化: 主幹企業所在地の国家外貨管理局分局が「ワンストップ窓口」を設け、業務の届出・登記を行い、一部の変更登記については提携銀行でも行えるようにし、企業の「業務コスト」軽減を図る。また、業務手続の規定及び事中・事後の監督管理要件を明確にし、クロスボーダー資金移動に伴うリスクの防止を図る。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号

亮馬河大廈1座 22 階

T e l: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号

中洲大廈 24 階

T e l: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号

宏程國際大廈 29 階

T e l: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号

国金センターオフィスビル 36 階

T e l: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号

ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

T e l: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号

華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

T e l: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号

上海白玉蘭広場 11 階

T e l: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号

金禾センター 29 階

T e l: (86-27) 8860 3060

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号

天府金融大廈 A 座 15 階

T e l: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号

都市之門 B 座 709 室

T e l: (86-29) 6886 1913

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号

凱華國際中心 39 階

T e l: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ

ーシア街 701 号 555 室

T e l: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一

生命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006

T e l: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 曉 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山 口 直 彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メールリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。